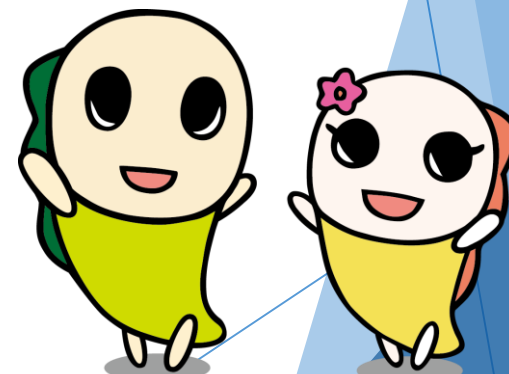


グループホーム報酬改定ポイント解説

本解説は、令和6年4月の報酬改定後、請求の誤りやご質問を受けることが多い項目に絞った解説となります。

- ・ 自立生活支援加算
- ・ 重度障害者支援加算

以上2つの加算について概要やポイント、Q&Aを掲載しますので請求の際にご参照ください。



障害者施策課認定・給付係
令和7年1月

自立生活支援加算について

■ 概要

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対し退居後の障害福祉サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に算定できる加算。
要件によって自立生活支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)に分類される。

■ Point

居宅における生活を目的とした加算のため、以下のような場合は算定できない

- ・ 体験利用の場合
- ・ 引き続き共同生活住居での生活支援を望む場合
- ・ 単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できない場合
- ・ 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する場合

自立生活支援加算（Ⅰ）

■自立生活支援加算（Ⅰ） 1000単位/月 ※1

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ単身等での生活が可能と見込まれる利用者の退居に向けて、**個別支援計画を見直した上で**、単身等での生活に向けた支援を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して**6月以内の期間**（退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

対象は介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ

- ※1
- ・月に1回以上利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を、居住支援法人等に共有した場合、更に35単位/月（東京都への届出必要）
 - ・居住支援法人と共同して、利用者に対して居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で協議会や保健・福祉・医療等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合、更に500単位/月

■Point

最終的に退居に至らなかった場合でも6月以内の期間に限り算定可能

自立生活支援加算（Ⅱ）

■自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位/回

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ単身等での生活が可能と見込まれる利用者の退居に向けて、個別支援計画を見直した上で、単身等での生活に向けた支援を行った場合に、入居中2回を限度として1回につき所定単位数を加算する。

また、退居後30日以内に、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合、退居後1回を限度として算定可能。

対象は日中サービス支援型のみ

■Q&A

Q：「退居後30日以内」とは、退居した日を含んで30日以内ということか？

A：退去した日を含んで30日以内。

Q：退居後に算定する場合、共同生活援助の支給期間でなくとも請求は通るのか？

A：支給期間内でなくとも請求可能。

自立生活支援加算（Ⅲ）

■ 自立生活支援加算（Ⅲ）

利用期間が3年以内	80単位/日
利用期間が3年超～4年以内	72単位/日
利用期間が4年超～5年以内	56単位/日
利用期間が5年を超える	40単位/日

以下の要件（①～⑦）をすべて満たすものとして東京都に届出をした事業所において、居宅における单身等での生活を本人が希望し、かつ可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に日ごとに算定可能

対象は介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

自立生活支援加算（Ⅲ）

■ Q&A

Q：移行支援住居に自立生活支援加算の対象とならない利用者が入居してもよいか。また、その場合、通常の指定共同生活住居利用者と同様に基本報酬等は算定可能か。

A：移行支援住居については、共同生活住居のうち、入居前から利用者の希望等を確認した上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、**当該加算の対象とならない利用者が入居することはできず、自立生活支援加算を除く基本報酬等も算定できない。**

Q：自立生活支援加算（Ⅰ）と自立生活支援加算（Ⅲ）を同一利用者に対して同時に算定することは可能か。

A：自立生活支援加算（Ⅰ）は**既に入居中の利用者が希望した場合**に算定可能であることに対して、自立生活支援加算(Ⅲ)は移行支援住居の利用を希望する利用者に対して、**移行支援住居への入居前に個別支援計画を作成**することを要件としているため同時に算定することはできない。

退居後共同生活援助サービス費

■退居後共同生活援助サービス費 2000単位/月

グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件（①②）を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）以内の期間に月に1回に限り算定可能。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

■Q&A

Q：退居後に他の共同生活援助を行う住居に入居する場合においても、当該報酬を算定することは可能か。

A：退居後共同生活援助サービス費は、共同生活住居から一人暮らし等に移行した者について、居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助を提供することを趣旨としているため、算定不可

重度障害者支援加算について

■内容

指定基準に規定する生活支援員の員数に加えて、利用者の支援のために必要な数の生活支援員を配置しているとともに、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が研修を修了しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、障害支援区分6で重度障害者等包括支援の対象となる者又は障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に支援を行った場合に算定できる加算です。

※ただし、重度障害者居宅介護利用対象者及び外部サービス利用型の利用者は算定できません。

■ 対象

① 算定要件を満たしている事業所（都道府県知事に届け出が必要）

下記A～Cの全てを満たすことが条件

- ▶ A 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき生活支援員に加え、常勤換算方法で指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員を配置していること。
- ▶ B 配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者等(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者・行動援護従業者養成研修修了者、加算Ⅰの場合喀痰吸引等研修(第2号)修了者も含む)であり、行動障害を有する者がいる場合は、支援計画シート等を作成していること。
▶ なお、実践研修修了者等は原則週1回以上、強度行動障害者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直す必要がある。
- ▶ C 生活支援員のうち20%以上が、基礎研修修了者等(強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者・行動援護従業者養成研修修了者、加算Ⅰの場合喀痰吸引等研修(第3号)修了者も含む)であること。
▶ なお、基礎研修修了者等はその他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害者に対して個別支援を行い、支援記録等の作成・提出を通じて、支援の経過を実践研修修了者等にフィードバックする必要がある。

② 対象者要件を満たす方

重度障害者等包括支援の対象 (※1) となる者障害支援区分6かつ行動関連項目合計点数が10点以上の者（受給者証等で確認）

(※1) についてはP8参照

■ 加算の種類

① 重度障害者支援加算 I

加算の種類 <small>(サービスコード)</small>	届出	要件	単位数
重度障害者支援加算 I 1 (335690)	必要	施設基準を満たし、区分6でかつ行動関連項目合計点数10点以上、重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態の者に支援を行った場合算定可 (重度障害者居宅介護利用除く)	360
R6 新設 重度障害者支援加算 I 2 (335790)	不要	重度障害者支援加算 I 1を算定している者であって、加算算定開始日から180日以内の者に算定可 当該利用者につき、同一事業所では1度まで算定可	500
R6 新設 重度障害者支援加算 I 3 (中核的) (335792)	必要	中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シートを作成する旨の届出をしている事業所において、重度障害者支援加算 I 1を算定している者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目18点以上の者に支援を行った場合算定可	150
R6 新設 重度障害者支援加算 I 2 (中核的) (335791)	不要	重度障害者支援加算 I 3 (中核的) を算定している者であって、加算算定開始日から180日以内の者に算定可 当該利用者につき、同一事業所では1度まで算定可	200

②重度障害者支援加算Ⅱ

(※2) はP8を参照。

加算の種類 (サービスコード)	届出	要件	単位数
重度障害者支援加算Ⅱ 1 (335786) (強度行動障害者支援)	必要	施設基準を満たし、区分4以上、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計が10点以上の者に支援を行った場合算定可(重度障害者居宅介護(※2)利用を除く)	180
R6新設 重度障害者支援加算Ⅱ 2 (335787) (強度行動障害者支援)	必要	重度障害者支援加算Ⅱ 1を算定している者であって、加算算定開始日から180日以内の者に算定可 当該利用者につき、同一事業所では1度まで算定可	400
R6新設 重度障害者支援加算Ⅱ 3 (335789) (中核的)	必要	中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シートを作成する旨の届出をしている事業所において、重度障害者支援加算Ⅱ 1を算定している者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目18点以上の者に支援を行った場合算定可	150
R6新設 重度障害者支援加算Ⅱ 2 (335788) (中核的)	必要	重度障害者支援加算Ⅱ 3(中核的)を算定している者であって、加算算定開始日から180日以内の者に算定可 当該利用者につき、同一事業所では1度まで算定可	200

■ 請求について

区分4以上 + 10点以上

重度障害者支援加算Ⅱ 1 (180単位)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (400単位・180日間)

区分4以上 + 18点以上

重度障害者支援加算Ⅱ 1 (180単位)

重度障害者支援加算Ⅱ 3 (150単位・中核的)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (400単位・180日間)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (200単位・中核的・180日間)

区分6 + 10点以上

重度障害者支援加算Ⅱ 1 (360単位)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (500単位・180日間)

区分6 + 18点以上

重度障害者支援加算Ⅱ 1 (360単位)

重度障害者支援加算Ⅱ 3 (150単位・中核的)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (500単位・180日間)

重度障害者支援加算Ⅱ 2 (200単位・中核的・180日間)

■ 重度障害者支援加算Q&A

Q:重度障害者支援加算ⅠとⅡの両方の要件に当てはまる場合、同時に算定できるのか？

A:同時に算定できません。

Q:重度障害者支援加算と同時にできない加算はあるのか？

A:強度行動障害者体験利用加算,強度行動障害者地域移行特別加算と同時に算定できません。
また、医療的ケア対応支援加算は重度障害者支援加算Ⅰと同時に算定できません。

Q:共同生活援助内で居宅介護を利用している障害者が算定できる場合はあるのか？

A:共同生活援助内で居宅介護を利用していない日は算定できます。

Q:共同生活援助の体験利用時に重度障害者支援加算の算定はできますか？

A:算定できます。

Q:共同生活援助において、重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日内の期間に算定される初期加算が新設されたが、令和6年4月以前に重度障害者支援加算を算定していた者も算定できるか？

A:令和6年4月以前に重度支援加算の算定を開始した日から起算して180日を経過している場合（令和6年3月31日が180日目となる場合を含む。）は初期加算の算定はできない。

Q:過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した方が、同じ事業所を再度利用する場合、180日以内の期間に算定できる初期加算は算定できますか？

A:できません。
同一事業所においては一度まで算定できます。

Q:重度障害者支援加算に於ける「当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内は初加算の起算日は、入所初期段階」なのか「加算の算定を開始した日」のどちらか？

A:初期加算は入所の初期段階において、環境の変化等に適応するために特に手厚い支援をすることを評価したものであるため、入所の初期段階でなければ算定できません。よって、入所して月日が経過した利用者に関し、支援区分が更新され、新たに加算対象になった時点や、施設が体制を整え新たに重度障害者支援加算を届け出た時点做起算日とすることはできません。

(※1) 【重度障害者包括支援対象者要件】

- ①重度訪問介護の対象者に相当する状態にある者であって、四肢すべてに麻痺があり、区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する者であり、下記いずれかに該当する者。
寝たきり状態にある者のうち、下記ア・イのいずれかに該当する者。
 - (ア) 人口呼吸器による呼吸管理を行っている者（Ⅰ類型）
 - (イ) 最重度の知的障害者（Ⅱ類型）
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が、10点以上である者（Ⅲ類型）

(※2) 【重度障害者居宅介護利用(個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）)対象者要件】

- (ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当する者が共同生活住居内において、当該指定共同援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者。
- (イ) 区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する者が、共同生活援助において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に限る）の利用を希望する者
 - (i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
 - (ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること